

○豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年3月31日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することに関し、豊後高田市補助金等交付規則(平成17年豊後高田市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第4条第1項の規定による構造基準に適合する第2条第1号に規定する浄化槽であり、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上かつ放流水のBOD20ミリグラム毎リットル(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(2) 環境配慮型浄化槽 別表に掲げる性能要件を満たす浄化槽をいう。

(3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(4) 専用住宅 主として第6条に規定する申請者が居住の用に供する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。)をいう。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域及び特定環境保全公共下水道計画区域並びに農業集落排水事業及び漁業集落排水事業による生活排水処理対象区域を除く市の全域(以下「対象地域」という。)とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象地域内の専用住宅に居住し、処理対象人員10人以下の環境配慮型浄化槽を設置しようとする者(個人に限る。)に対して、予

算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の算出に伴う浄化槽の人槽の決定については、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302:2000)によるものとする。ただし、浄化槽を設置する建物が店舗又は事務所併用住宅の場合は、その建物の居住部分の床面積が50パーセント以上のものに限る。

3 前項の規定にかかわらず、処理対象人員の算定については、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302:2000)の2に定めるただし書に基づき使用算定人員を増減することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をしない者又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 販売又は賃貸の目的で浄化槽を設置する者

(3) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者

(4) 市町村税を滞納している者

(5) 居住する住宅に設置している浄化槽を廃止して、新たに浄化槽を設置するもの

(6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 本事業により整備された浄化槽については便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し使用を開始するものを原則とする。ただし、やむを得ない場合と認められるときは、設置完了後1年以内に接続し使用を開始するものとする。

(補助金額)

第5条 浄化槽設置に係る補助金の額は、環境配慮型浄化槽1基につき次のとおりとする。この場合において、当該浄化槽の設置等に要した経費が補助金の額に満たないときは当該経費を補助金の額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 5人槽 332,000円
- (2) 6～7人槽 414,000円
- (3) 8～10人槽 548,000円

2 汲み取り便槽又は既存単独処理浄化槽(以下「既存単独処理浄化槽等」という。)から浄化槽への設置換えに伴う既存単独処理浄化槽等の撤去若しくは埋戻し、宅内配管工事又は既存単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用するための工事(以下「撤去等」という。)に係る補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、埋戻しについては、既存単独処理浄化槽等の撤去が困難であると市長が認める場合に限る。

- (1) 汲み取り便槽撤去 90,000円
- (2) 既存単独処理浄化槽撤去 120,000円
- (3) 埋戻し 30,000円
- (4) 宅内配管工事 300,000円
- (5) 既存単独処理浄化槽を雨水貯留槽として再利用するための工事
90,000円

3 浄化槽設置又は既存単独処理浄化槽等の撤去等に係る経費が、前2項の規定により算出した補助金の額を超えない場合は、当該経費を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は尿尿浄化槽設置概要書の写し
- (2) 建築確認通知書の写し
- (3) 設置場所の位置図
- (4) 住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
- (5) 型式適合認定書の写し
- (6) 型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
- (7) 建築物の各階平面図(面積表を含む。)

- (8) 浄化槽の配置配管図
- (9) 浄化槽の設置に要する見積書の写し
- (10) 市町村税の滞納のない証明書又は市町村税の非課税証明書
- (11) 他の者に手続きを委任するときは、委任状
- (12) 浄化槽登録証の写し及び管理票(C票)
- (13) 浄化槽設備士免状の写し
- (14) 誓約書
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第2項に規定する補助金の申請者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 既存単独処理浄化槽等の設置状況を確認できる写真
 - (2) 既存単独処理浄化槽等の撤去等に係る清掃費、撤去等工事費及び処分費等が明記された見積書の写し
 - (3) 宅内配管工事に要する見積書の写し
 - (4) 埋戻しに要する経費の見積書の写し
 - (5) 雨水貯留槽への転換に要する経費の見積書の写し
 - (6) 処理人員を7人槽から5人槽に低減する場合は、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準に係るただし書の適用願
 - (7) 住民票の写し
 - (8) 既存単独処理浄化槽等を埋め戻す場合は、撤去できない理由書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知を受けた後補助金申請内容を変更する場合又は

補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、予定期間の末日までに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業に着手したときは事業着手届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は事業が完了したときは事業完了届(様式第6号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽維持管理契約書の写し
- (2) 法第7条及び第11条に規定する法定検査依頼書の写し
- (3) 工事費請求書又は領収書の写し
- (4) 補助金交付決定通知書の写し
- (5) 施工時における工程ごとの写真
- (6) 浄化槽保証登録証
- (7) 浄化槽設置チェックリスト
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第5条第2項に規定する補助金の補助対象者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 宅内配管工事に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (2) 既存単独処理浄化槽等の撤去等に係る清掃費、撤去等工事費及び処分費等が明記された請求書又は領収書の写し
- (3) 雨水貯留槽への転換に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (4) 埋戻しに要した経費の請求書又は領収書の写し
- (5) 宅内配管に係る工事写真
- (6) 既存単独処理浄化槽等の撤去等に係る工事写真
- (7) 雨水貯留槽への転換に係る工事写真

- (8) 埋戻しに係る工事写真
- (9) 既存単独処理浄化槽を撤去等しない場合は、浄化槽休止届出書の写し
- (10) 撤去又は埋め戻し若しくは雨水貯留槽として再利用するための工事を伴う場合は、浄化槽廃止届出書の写し
- (11) 既存単独処理浄化槽等を処分したマニフェストの写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、補助金交付額確定通知書を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 法第10条に定められた浄化槽管理者の義務を遵守していないと認められたとき。
- (5) 法第7条及び第11条に規定する検査を受検しないとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(維持管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る浄化槽について法第10条に定められた浄化槽管理者の義務を遵守し、法第7条及び第11条に規

定する検査を受検し適正な維持管理をしなければならない。また、検査結果が不適であった場合、速やかに必要な処置を行い、浄化槽の適切な維持管理の達成に努めなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた浄化槽について、毎年、検査結果書の写しを遅滞なく市長に報告しなければならない。ただし、検査結果書の写しの提出は県が指定する検査機関に委任することができるものとする。

(施工の確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併前の豊後高田市の区域においては、第3条中認可区域とあるのは全体計画区域とする。
- 3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の豊後高田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成3年豊後高田市告示第17号)、真玉町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成5年真玉町告示第7号)又は香々地町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成10年香々地町要綱第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(補助金額の特例)

- 4 平成29年度から令和7年度までの各年度の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に設置換えする補助金の額については、第5条第1項中「332,000円」とあるのは「532,000円」と、「414,000円」とあるのは「614,000円」と、「548,000円」とあるのは「748,000円」と読み替えるものとする。

附 則(平成18年6月1日告示第54—2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後に申請のあった豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金の交付について適用する。ただし、公示の日前に決定した豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成19年7月6日告示第79号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後に申請のあった豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金の交付について適用する。

附 則(平成22年3月30日告示第33号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日告示第28号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後に申請のあった豊後高田市浄化槽設置整備事業補助金の交付について適用する。

附 則(平成27年11月30日告示第119号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第23号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日告示第17号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月1日告示第64号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年2月20日告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金の交付について適用する。

附 則(令和5年3月31日告示第40号)

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

別表(第2条関係)

環境配慮型浄化槽の要件は、浄化槽の消費電力が以下の消費電力基準以下とする。

消費電力基準(通常型、BOD10mg/L、りん除去型)

人槽 [人]	消費電力 [W] (通常型)	消費電力 [W] (BOD10mg/L)	消費電力 [W] (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157